

キリバ・ジャパン-オンライン・クラウド・サービス基本契約

2017年12月1日版

キリバ・ジャパン株式会社(東京都港区赤坂9丁目7番1号(以下「甲」という。))と注文付属書類に記載の組織(以下「乙」という。))は、本オンライン・クラウド・サービス基本契約(以下「本基本契約」という。))を締結する。

注文付属書類の原本の写し(photocopy及びPDFを含む。)に両当事者が署名したものは、原本と同様の効力を有するものとする。乙が、他の組織に代わって本契約に合意する場合は、乙は、(1)乙が、他の組織に対して本基本契約の義務を負わすことのできる十分かつ法的な権限を有していること、(2)乙が、本契約を読み理解していること、(3)乙が代理をつとめる組織に代わって、本契約の条件に乙が合意することを保証するものとする。乙が、他の組織に義務を負わせる法的権限がない場合は、乙は注文付属書類に署名をしてはならない。本契約は、乙によるSaaSサービスへのアクセスと利用を規定するものである。

1. 定義

“本契約”	:	本基本契約、オンライン・ホスティング・サービスレベル契約(以下「OHS」という。www.kyriba.com/contractに掲載されている)、注文付属書類を意味するものとする。
“変更注文”	:	注文付属書類の範囲の変更を求める、書面による要請を意味するものとする。範囲及び、もしくはサービスの変更を行うための作業の詳細を記述したものであり、固定料金が合理的に変更されること、もしくは当該変更起因する課金が生じることがある。
“乙のデータ”	:	SaaSサービスによって処理される乙が所有するデータを意味するものとする。
“接続サービス”	:	Kyribaの銀行接続ハブと銀行との間の接続サービスを意味するものとする。
“本件書類”	:	SaaSサービス機能に関する技術情報を含むオンライン文書を意味するものとする。
“効力発生日”	:	最初の注文付属書類の内容及び課金が発生する日付。最初の注文付属書類に規定がない場合は、注文付属書類を乙が合意した日付を意味するものとする。
“料金”	:	乙により本契約に基づきSaaSサービスもしくは乙が求めた他のサービスや製品に対して支払われる、注文付属書類に記載された税抜の料金を意味するものとする。
“当初の契約期間”	:	第5.1条に規定される本契約の最初の有効期間を意味するものとする。
“知的財産権”	:	すべての地域における、現在又は将来の、(1)著作権、マスクワーク権及び著作者人格権を含む著作物に関連した権利、(2)商標又はサービスマーク、(3)営業秘密、(4)特許権及び工業所有権、(5)レイアウト意匠権、意匠権、(6)その他同種の財産的権利、及び、(7)上記の登録、更新等を意味するものとする。
“モジュール”	:	SaaSサービス機能のまとまりを意味するものとする。乙が利用するモジュールは、SaaSサービスの注文付属書類に記載されるものとする。
“注文付属書類”	:	本契約に関連する注文付属書類で、甲から乙に提供される製品とサービスとその費用を一覧化した書類を意味するものとする。各注文付属書類は、本契約を参照し、両当事者によって署名され、本契約の一部を構成するものとする。
“注文付属書類-コンサルティング・サービス”	:	乙によって注文されたコンサルティング・サービスの範囲、支払条件等の契約条件について、本基本契約に則って定めた注文付属書類を意味するものとする。
“注文付属書類-SaaSサービス”	:	乙によって注文されたSaaSサービスの数、機能、支払条件等の契約条件について、本基本契約に則って定めた注文付属書類を意味するものとする。
“SaaSサービス”	:	甲やライセンス使用許諾者やサプライヤーがSaaS(Software as a Service)として開発し、オンラインで提供している、財務・リスク管理、銀行接続、サプライチェーンとインターネット・データセンターサービスのKyribaアプリケーションを意味するものとする。このアプリケーションは、OHSに定められたサポートサービスを含む。
“予定されたダウンタイム”	:	一暦月中に、予め計画された甲のシステム保守(OHSを参照)によって、乙がSaaSサービスにアクセスできない時間(分単位で計測)を意味するものとする。
“関連会社”	:	当該組織が支配し、当該組織が支配され、又は、共通の支配下にある他の組織を意味するものとする。「支配」とは、直接又は間接を問わず、総議決権の過半数を有することをいう。
“システム可用性”	:	一暦月に関して、当該月の総時間から予定外のダウンタイムを控除した時間を当該月の総時間によって除して得られる割合を意味するものとする。
“システム使用可能時間”	:	一暦月中に、乙がSaaSサービスにアクセスできる時間(分単位で計測)を意味するものとする。
“契約期間”	:	本契約の条項に従った当初の契約期間とその後の全ての更新された期間を意味するものとする。
“月間総時間”	:	一暦月の総時間(分単位で計測)を意味するものとする。
“予定外のダウンタイム”	:	一暦月中に、乙がSaaSサービスにアクセスできない時間のうち、15分以下のダウンタイム及び上記の予定されたダウンタイムを除いた時間(分単位で計測)を意味するものとする。

“ユーザー” : 甲のSaaSサービスにアクセスできる、乙の従業員及び派遣社員、作業委託会社を意味するものとする。SaaSサービスに対するアクセス権限は、アカウントに紐づいたサービストークンによって認められるものとする。

2. 前提

甲は、財務管理システムとサプライチェーンファイナンス・ソリューション、SaaSサービスを開発してきた。本契約に基づき、甲は乙に対しSaaSサービスを提供することを希望し、乙はSaaSサービスを利用することを希望している。

3. SaaSサービスの利用

3.1 アクセス権限

甲は、乙に対し、本契約の定めるところに従い、SaaSサービスを利用するための非独占的で譲渡できないアクセス権限を許諾する。当該アクセス権限は、乙、乙の関連会社及び乙が支配する合弁会社のデータを処理するためのものであり、乙の内部的な事業目的に限定されるものとする。

第3.3条に定める制限に限らず、乙は、第三者のデータ処理のためにSaaSサービスを利用しないこと、また、第三者にSaaSサービスにアクセスさせないことを確認する。

3.2 ユーザー名及びパスワード

乙は、ユーザーのみがSaaSサービスにアクセスできることを確認する。

SaaSサービスに対するアクセスは、アカウントに紐づけられたサービストークンを通じてなされる。各アカウントには、固有のユーザー名及びパスワードが付与される。

乙は、サービストークンに紐づけられた各ユーザーアカウントが当該ユーザーによってのみ利用されることを確認する。以下の汎用ユーザーアカウントが、初期設定として乙の本番環境の中に作成される。

- SUPPORT01とSUPPORT02: 甲のサポートチームが本番環境において発生した問題や事象を分析、解決するために使用するアカウント
- CONSULTANT01とCONSULTANT02: 甲のプロフェッショナル・サービス・チームが乙用のソリューションの導入及び開発に使用するアカウント

乙は、これらの汎用ユーザーアカウントを使って乙のデータの処理をすることはできない。上記にかかわらず、乙はこれらの汎用ユーザーアカウントの管理責任を有し、したがって、乙はいつでもこれらの汎用ユーザーアカウントの一つもしくは複数のアカウントを無効にすることができる。他方、乙は、サポート用の汎用ユーザーアカウント(SUPPORT01又はSUPPORT02)が乙によって再び有効にされた場合に、甲のサポートチームが乙の要請によりはじめて作業を開始することを確認するものとする。

3.3 使用制限

乙は、SaaSサービスのソフトウェア、システム・アーキテクチャ、構造、ソースコード及びサービス提供組織、並びに、SaaSサービスにおけるデータの選択、編集及び分析の方法が甲の営業秘密であることを確認する。

乙は、自ら又はユーザーないし第三者をして、(a)明示的に本契約で許容されている場合を除いて、SaaSサービスに修正を加えること(加えさせること)、(b)SaaSサービス(本件書類、ソフトウェア、ユーザー・インタフェース、ヘルプ・リソース、その他甲がSaaSサービスを通じて利用可能とする関連技術又はサービスを含む。それぞれの改良版を含む。)について、第三者にサブライセンス又は譲渡すること(サブライセンスさせ又は譲渡させること)、(c)SaaSサービスのソースコード(又はその基礎となるアイデア、アルゴリズム、構造、組織)について、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル等の対象とすること(対象とさせること)、をしてはならない。

SaaSサービスの著作権その他の知的財産権は、甲又はそのライセンス使用許諾者又はそのサプライヤーの独占的な財産である。乙に対し明示的に許諾された権利以外の権利は、すべて甲又はそのライセンス使用許諾者又はそのサプライヤーに留保されている。

3.4 サポートとサービスレベル

甲は乙に契約期間に亘ってサポートサービスを提供する。乙に提供されるサポートは下記からなる:

- カスタマー・サポート。OHS(www.kyriba.com/contract)に記載の通り、甲は、日本時間の月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前9時00分から午後5時30分まで、カスタマー・サポートを提供する。
- サービスレベル。甲は、契約期間中、SaaSサービスに関して、OHS(www.kyriba.com/contract)に記載の通りのサービスレベルを提供するよう商業的に合理的な範囲での努力義務を果たすものとする。

4. 両当事者の責任

4.1 共通の責任

両当事者は、両者間の効果的かつ効率的な作業を確実にするために、定期的かつ能動的な協働により、本契約に基づくお互いの義務を果たせるよう、全ての必要な情報を交換し合って協業することに合意する。各当事者は、本契約に基づく作業に影響を与えうる技術的、組織的、人的、財務的問題その他の問題が生じた場合には速やかに相手方に通知するものとする。

4.2 甲の責任

甲は、健全なる専門家としての手続きに求められる注意を払って、専門家としての方法により、本契約の義務を遂行するものとする。

4.3 乙の責任

SaaSサービスの利用を確立するのに必要な役務の提供は、乙の責任とする。

当該役務の提供には、(a)ユーザーアカウントのセットアップに必要な従業員リストの提供、(b)ドメイン名の登録に必要なIPゲートウェイ情報の提供、(c)研修に参加するユーザーの指定、(d)SaaSサービスの導入に必要な調整等を行うプロジェクト・マネージャの選任、(e)主なマスターデータ及び最初の銀行取引明細データを提供すること、(f)乙のために接続される各銀行の連絡先の提供、及び、(g)SaaSサービスの導入のための乙の職員(例えば、IT関連の職員等)に対する合理的なアクセスの提供、を含むものとする。

また、ユーザーは、SaaSサービスの利用により生じる所有権通知、注意書、免責文言、説明文等の内容を変更してはならない。

5. 契約期間と契約の解除

5.1 契約期間

本契約は、第5.2条により解除されない限り、効力発生日から3年間(以下「当初の契約期間」という。)完全な効力をもって有効とする。本契約は、一方の当事者が他方の当事者に対し契約期間の満了する30日前までに更新を拒絶する旨を通知しない限り、引き続き1年間自動的に更新されるものとする。その後も同様とする。

以下、当初の契約期間及び更新後の契約期間をあわせて、「契約期間」という。

破産、清算等は、本契約に基づく乙の金銭支払義務を免除するものではない。

かかる事由に該当した場合、乙が甲に対して支払義務を負う金額の全額について当然に期限が到来し、乙又はその承継人はこれをただちに支払うものとする。

5.2 契約の解除

一方の当事者は、他方の当事者が本契約に違反し、30日以上を定めた書面による通知を受領したにもかかわらず、その期間内に当該違反を是正しなかったときは、本契約を解除することができる。

ただし、一方の当事者は、他方の当事者が、特許権、著作権又は商標を侵害したこと、守秘義務に違反したこと、を理由に本契約をただちに解除することができる。

甲は、通知の有無にかかわらず、甲の判断において、乙によるSaaSサービスの使用が、(a)裁判所又は行政機関による差止めの対象となったとき、(b)法令に違反したときは、SaaSサービスの全部又は一部を解除し、又は、乙の使用を制限することができる。

5.3 契約終了の効果

本契約が終了したときは、本契約に基づき乙に許諾されたすべての権利はただちに終了するものとする。乙は、(a)本契約の終了までに提供を受けたSaaSサービスについて、(b)乙の契約違反による解除の場合は契約期間すべてについて、甲に対する支払義務を負うものとする。

使用制限条項、支払条項、守秘義務条項、免責事項に関する条項、損害賠償の金額に関する条項等は、その性質上当然に、本契約の終了後も存続するものとする。

6. 乙のデータ

乙は、いつでも甲の関与なしに、乙のデータを標準レポートのデータとしてXLS、CSV又はテキストのフォーマットでSaaSサービスから抽出することができる。契約期間中、乙は、SaaSサービス経由で入力かつ／又は保存された乙のデータ(以下、「乙のデータ」という)を、標準レポート機能の一部としてXLS、CSV又はテキストのフォーマットでSaaSサービスから抽出することができる。乙は、個人情報や、事業戦略や企業買収に関する機密情報を、SaaSサービスに入力、アップロード、保存しないものとする。契約終了時、甲は、乙のアカウントを即座に無効にし、60日以上経過した後、乙のアカウントを甲の稼働環境から削除することができるものとする。この60日の間、乙の書面による要求に基づき、甲は、乙が甲に対して支払義務のある金額をすべて支払っていることを条件として、乙に対し、乙のデータを抽出することに限定して、SaaSサービスへのアクセスを認めるものとする。この60日の期間の経過後、法により求められる場合を除き、甲は、甲の稼働環境に存在する乙のデータを削除又はアクセス不能な状態にすることができ、乙は、甲には乙のデータを維持する義務はないことを確認、合意するものとする。甲が、60日の期間の経過後乙のデータを保持する場合には、甲は乙のデータを秘密として扱い、保護するものとする。

7. 支払

料金は、該当する注文付属書類(“注文付属書類－コンサルティング・サービス”、“注文付属書類－SaaSサービス”)記載の条件に基づき、乙により速やかに支払われるものとする。

8. 保証及び免責事項

8.1 サービス保証

甲は、乙に対し、契約期間中、SaaSサービスが本件書類にしたがって運営されることを保証する。

当該保証は、(1)甲の合理的なコントロール外の要因、(2)乙が本契約を遵守しなかったこと、(3)乙がSaaSサービスを使用するにあたり、本件書類その他の甲の乙に対する指示にしたがわなかったこと、(4)SaaSサービスの権限外使用、(5)乙又は第三者のハードウェア、ソフトウェア又は設備、(6)データの入力、分析又は報告についての乙の誤り、(7)乙又はユーザーの過失、(8)SaaSサービスの不適切ないし誤った使用、(9)その他のSaaSサービス又は甲の外部の原因、又は、(10)予定された甲の保守によるダウンタイム、から生じる問題には適用されない。

8.2 改良版

本契約に基づき乙に提供される改良版についても、第8.1条に記載されたSaaSサービスと同様の保証の対象とする。

8.3 免責事項

本契約に明示的に定められている場合を除き、甲のライセンス及びSaaSサービスは「現状有姿」にて提供されるものであり、甲は、法令上許容される範囲において、SaaSサービス(全部であるか一部であるかを問わない)その他甲が乙に許可もしくは提供する製品又はサービスの使用に関して、書面によるものか口頭によるものか、明示的なものか黙示的なものを問わず、一切の保証を行わない。

甲は、エラーがすべて修正可能であること、SaaSサービスが中断される可能性がないものであること、あるいは、SaaSサービスがエラーのないものであることを保証するものではない。SaaSサービスの運営は、甲の管理不能な多くの外部要因によって阻害されうるものであり、甲は、SaaSサービスの内容が有害事象から免れていることを保証するものではない。

9. 損害賠償

9.1 間接損害の除外

甲又は乙(それぞれの親会社、子会社、関連会社、ライセンス使用許諾者、サプライヤーを含む)は、相手方に対し、法令上許容される範囲において、不法行為責任、契約責任その他の責任原因の如何にかかわらず、SaaSサービス又は本契約に基づくその他の製品又はサービスの使用に関して生じた、利益、データ又は信用の喪失、生命・身体又は財産上の損害について、いかなる場合であっても、特別損害、間接損害、付随損害、懲罰的損害又は結果損害について損害賠償の責任を負わない。当該損害が発生する可能性について通知された場合も同様とする。

いかなる場合であっても、甲は、代替製品又はサービスの調達に要した費用について損害賠償の責任を負わない。

第13.2条に基づき甲が補償する場合を除き、甲は、乙と第三者(乙のサプライヤー、ベンダー、顧客など)との間の紛争に関して、SaaSサービスに関連するかどうかにかかわらず、いかなる責任原因に基づく請求であっても、乙に対して損害賠償の責任を負わない。

9.2 賠償責任の制限

本契約に関して生じる各当事者の損害賠償責任は、法令上許容される範囲において、損害賠償請求の前12か月間に乙が甲に実際に支払った料金を超えないものとする。損害賠償請求の時点で本契約に基づく乙の甲に対する未払いの料金がある場合は、その未払いの料金は「実際に支払った料金」には含まれない。

本契約に基づく損害賠償請求が複数存在することによって、前項に定める各当事者の損害賠償責任が加算されることはないものとする。第8条と第9条において、「甲」にはそのサプライヤーとライセンス使用許諾者も含まれるものとする。

10. 秘密保持

本契約に基づいて、各当事者は相手方(それぞれの親会社、子会社、関連会社を含む)の秘密情報にアクセスできるものとする。

本契約において秘密情報とは、書面又は他の媒体に記録されているかどうかを問わず、また、「秘密」「Confidential」等の表示がなされているかどうかを問わず、すべての非公開または機密の技術情報、財務情報、営業情報をいい、開示当事者の営業秘密その他の営業に係る情報、組織、データ、デザイン、図表、計算式、グラフ、発明、アイデア、ノウハウ、モデル、写真、プロセス、製品のプロトタイプ及び仕様、現在及び将来の顧客の要件、顧客リスト、価格リスト及びサプライヤーリスト、過去、現在及び将来の研究開発、過去、現在及び将来の製造、開発、マーケティング、流通に係る戦略、マーケットスタディ、ビジネスプラン、コンピューターソフト及びプログラム(オブジェクトコード及びソースコードを含む)、データベースの技術、システム及び構造、並びに、本契約期間中に開示されるその他の情報を含むものとする。

秘密情報は、(1)本契約の目的の範囲内でのみ使用し、(2)受領当事者が自身の秘密情報を保護するのと同等の注意義務(少なくとも善良な管理者の注意義務)をもって保護し、(3)本契約の目的を達成するのに必要な限度で、かつ、書面により秘密保持義務を負う旨を合意した取締役、従業員、コンサルタント等に対してのみ開示するものとする。

各当事者は、相手方の秘密情報が本契約の定め違反して従業員等によって開示されることがないように適切な措置を講じなければならない。各当事者は、弁護士、公認会計士、監査法人等に対し秘密保持義務を伴って開示される場合を除き、相手方の事前の書面による同意なくして本契約の内容を第三者に開示してはならない。

秘密情報は、開示当事者の書面による同意がない限り、(1)開示してはならず、(2)複製してはならず(本契約の目的を達成するのに必要な限度で内部利用する場合を除く)、(3)改変し、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル等の対象としてはならず、また、(4)文書により公表してはならない。秘密情報が誤って開示されたときは、受領当事者は、開示当事者に対し、その旨を速やかに通知しな

ればならない。

受領当事者は、法令上の定め又は行政機関からの開示要求による場合を除き(その場合、開示をする当事者は、相手方に対し事前に開示の意向を通知し、開示される秘密情報が秘密として取り扱われるよう最大限の努力を尽くさなければならない。)、開示当事者の秘密情報を第三者に開示してはならず、また、本契約に定める目的の範囲を超えて開示当事者の秘密情報を使用してはならない。

秘密情報に係る各当事者の義務は、(a)開示の際にすでに公知であった情報、又は、受領当事者の作為又は不作為によらずに公知となった情報、(b)開示の前に受領当事者が正当な権限に基づき所持していた情報、(c)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに受領当事者に開示された情報、又は、(d)開示当事者の秘密情報とは無関係に受領当事者が独自に開発した情報、に対しては及ばない。

11. 統計上のデータ

乙は、乙のデータに含まれているすべての知的財産権を有している。乙は、甲が、乙のデータに対する乙の所有権を制限することなく、(1)データの収集、統合、分析、その他のツールを用いて、乙がSaaSサービスを利用する際のデータで、個人情報を含まず、乙を特定する情報を含まないデータ(「統計上のデータ」)を本契約を履行する目的のために抽出、蓄積、統合、分析する権利、(2)SaaSサービスを改善し、新製品を開発する目的のために乙のデータを内部利用する権利があることを理解し、合意するものとする。甲は、統計上のデータが情報源を特定しない集合体の形で利用される限り、乙に対して説明する義務を負うことなく統計上のデータをその事業目的のために収集することができる。

12. セキュリティ

本契約のスキームの範囲内で、甲は、(1)データの秘密性、(2)不正なアクセス、不正な使用、不慮の損失からのデータの保護を確実にするために必要な技術的かつ組織的な方法を講じるものとする。

乙は、乙の情報システムのセキュリティを確実にするため、さらに具体的に言えば、ウィルスを防止、検出、破壊するために必要な全てのツールと手続きを導入、制定するものとする。

甲は、本契約期間中、米国公認会計士協会による保証業務基準書(Statement on Standards for Attestation Engagements)第16号「受託会社における統制手続に関する報告」(以下「SSAE16」)による認証又はその同等の認証を維持するものとする。乙の書面による依頼により、合理的な対応時間内で、甲は乙に最新のService Organization Control (SOC) 1, Type 2アニュアルレポートのコピーを提供するものとする。

13. 権利の帰属

13.1 財産

甲が乙に提供するSaaSサービスは、甲又はそのライセンス使用許諾者又はそのサプライヤーの独占的な財産である。乙は、甲がSaaSサービスの使用についてライセンスを許諾する権利を有すること、及び、すべての権利が甲又はそのライセンス使用許諾者又はそのサプライヤーに帰属していることを確認する。乙は、本契約によって許諾された使用権限を除き、SaaSサービスその他甲の提供する知的財産について、名目を問わずいかなる権利も主張しない。乙が甲又はそのライセンス使用許諾者又はそのサプライヤーの知的財産権を侵害したときは、本契約の解除事由を構成するものとする。

乙は、甲が、甲の事業成長に関するプレスリリースにおいて新規顧客リストの中に乙を掲載できることに同意する。乙は、甲が、マーケティング資料やホームページ等において、甲の顧客として乙を(乙のロゴも含め)掲載できることに同意する。甲は乙のブランドガイドラインに従い、他の顧客と同様の方法で顧客リスト上に乙を表示するものとする。

13.2 補償

甲は、SaaSサービスが第三者の著作権、米国及び日本国の特許権又は営業秘密を侵害するものではないことを保証する。

甲は、当該保証違反により乙に生じた損害及び費用(合理的な弁護士費用を含む。)について、裁判所により乙が支払を命じられた金額又は甲が同意した和解に定める金額を乙に補償する。ただし、乙は、(1)第三者からの権利侵害の申し出があった旨をすみやかに書面で甲に通知し、(2)当該申し出に対する防御活動及び和解交渉を甲の責任と判断のもとに行うことを承諾し(ただし、甲は、乙の責任をすべて免除するものでない限り、乙の事前の書面による同意なくして和解契約を締結できない。)、(3)甲が要求したときは、甲の費用負担において、本条に定める甲の義務を履行するために必要な援助、情報及び権限を甲に提供しなければならない。

甲は、SaaSサービスが第三者の知的財産権を侵害している旨裁判所に判断され、又は、その旨自ら判断したときは、その選択及び費用負担において、(a)SaaSサービスを第三者の権利を侵害しない形に変更し、(b)SaaSサービスを継続するのに必要なライセンスを乙のために取得し、あるいは、(c)本契約を解除し、前払いで未発生分の料金があればこれを乙に返還することができる。

本条は、第三者の権利侵害に関する、甲の責任のすべてを定め、乙の救済方法のすべてを定めるものとする。

甲は、以下については、いかなる請求であっても乙に補償する義務を負わないものとする。(x)乙又は第三者の知的財産又はソフトウェアがSaaSサービスに組み込まれ又は組み合わされている場合で、組み込まれ又は組み合わされている知的財産又はソフトウェアがなければ侵害が発生しないとき(甲の裁量により組み込み又は組み合わせがなされたときを除く。)、(y)乙又は第三者がSaaSサービスに修正を加え、あるいは、甲が乙の依頼によりSaaSサービスに修正を加え(乙の指図に対し甲に裁量がなかった場合に限る。)した場合で、当該修正がなければ侵害が発生しないとき、(z)甲において第三者の権利を侵害しない形に変更したSaaSサービスを利用可能な状態にしたにもかかわらず、乙が古いバージョンを使用したとき。

14. 一般条項

14.1 譲渡禁止

乙は、甲による事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡させ、又は、本契約によって許諾されたライセンスに係る権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲は、合理的な理由がない限り、同意を留保したり遅延したりしないものとする。

これに違反する本契約上の地位の移転又は権利の譲渡は、無効とする。

本契約は、上記を条件として、各当事者の承継人及び譲受人に対しても同様に効力を生じる。

14.2 勧誘の禁止

各当事者は、契約期間中及び本契約終了後24か月の間は、他方当事者の書面による承諾がない限り、他方当事者の従業員を雇用してはならず、雇用のために勧誘してはならない。

一方当事者が書面による承諾なくして他方当事者の従業員を雇用し、又は、雇用のために勧誘したときは、本規定の違反前12か月間に当該従業員がその使用者から受領した金銭に相当する金額を支払わなければならない。この禁止は、各当事者において一般に行っている採用活動の結果なされた雇用契約には適用されない。

14.3 不可抗力

各当事者は、義務の不適切な遂行が、当該当事者の合理的なコントロールの範囲を超える事象(例えば、自然災害、戦争やテロ、暴動、労働争議、政府の規制、インターネットの障害など)により生じた時は、その責を負わない。

14.4 通知

相手方に対する通知は、書面によらなければならないが、直接の交付、郵送、ファックス又は登録された電子メールによるものとする。郵便による通知は、発送した日の3日後に到達したものとみなす。

電子メール又はファックスによる通知は、当該電子メール又はファックスが相手方に送信された旨の電子的確認承認により到達したものとみなす。

郵送又は直接の交付による通知は、注文付属書類に記載されている住所宛になされなければならない。両当事者は、本条に則り書面で相手方に通知することによって、住所を変更することができる。

14.5 準拠法

本契約は、日本法を準拠法とする(ただし、国際私法の規定を適用すると日本法以外の法律が準拠法となるような場合は当該国際私法の規定を除く。)。

14.6 裁判管轄

本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

14.7 独立した契約者

甲及び乙は、本契約において独立した契約者であり、本契約は、雇用契約関係、パートナーシップ契約関係、合弁契約関係、フランチャイズ契約関係、委任契約関係を発生させるものではなく、また、他方当事者のために契約を締結する権限を一方当事者に与えるものではない。

各当事者は、他方当事者のために表明保証を行い、損害賠償責任を負担する権限を有しない。

14.8 分離可能性-権利放棄

本契約のいずれかの規定が執行不可能又は違法である場合、法令上可能な限り当該規定の目的を達成できるように解釈されるものとし、残りの規定は完全な効力をもって存続するものとする。

別段の定めがない限り、いずれか一方の当事者が本契約に基づく権利を行使しないことは、権利を放棄する旨の書面による場合を除き、当該当事者が権利を放棄したもとは解釈されないものとする。ある契約違反について権利を放棄し、あるいは、権利を行使しないことは、他の契約違反(同種かどうかを問わない)についても権利を放棄したとか、あるいは、権利行使が妨げられるといった解釈につながるものではない。

14.9 頭書き

本契約の頭書きは参考情報に過ぎず、本契約の内容や解釈に何ら影響を与えないものとする。

14.10 完全なる合意

本契約は、SaaSサービスに関する完全なる合意であり、本契約の目的に関する他のあらゆる提案、合意(口頭によるか書面によるかを問わない。)、協議に優先する。